

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の届出

2025年4月18日
北陸電力株式会社

本日（4月18日）、志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画^{※1}を内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出ましたのでお知らせします。

当社は、志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画（以下、「計画」）の修正について、石川県、志賀町および富山県との協議^{※2}が終了したことから、本日（4月18日）原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」）第7条第3項^{※3}に基づき、内閣総理大臣および原子力規制委員会へ届け出ました。（別紙参照）

以 上

別紙：「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

※1 原子力事業者防災業務計画

原災法第7条第1項に基づき、原子力発電所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定めた計画。

※2 石川県、志賀町および富山県との協議

原災法第7条第2項において、原子力事業者は、計画を修正しようとするときは、修正しようとする日の60日前までに、原子力事業者の所在都道府県（石川県）、所在市町村（志賀町）および関係周辺都道府県（富山県）に計画の案を提出して協議しなければならないことを規定。

※3 計画の届出

原災法第7条第3項において、原子力事業者は、計画を修正したときは、速やかに内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出なければならないことを規定。

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

【計画の修正内容】

(1) 原子力事業所災害対策支援拠点の変更に伴う修正

原子力事業所災害対策支援拠点（候補地）として定める「北陸電力株式会社 羽咋電化センター跡地」を除外し、新たに「北陸電力送配電株式会社 御所変電所」および「北陸電力株式会社 呉羽研修センター」を追加する。

(2) 被災者支援活動に関する記載の明確化

被災者支援活動に関する記載の明確化のため、目的に被災者支援活動を遂行する旨を追記するとともに、関係機関が実施する緊急事態応急対策の支援活動として、住民等の避難退避時検査・除染等について連携して対応する旨を追記する。

(参考) 原子力事業者防災業務計画の主な内容

項 目	主な内容
第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正および定義
第2章 原子力災害予防対策 の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備および資機材の整備、原子力防災教育および原子力防災訓練の実施、国・地方公共団体・地元防災関係機関との連携 等
第3章 緊急事態応急対策等 の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、本部の設置、原子力事業所災害対策支援拠点の設置、応急措置（応急復旧、原子力災害の発生又は拡大の防止、原子力緊急事態支援組織との連携、オフサイトセンターへの要員の派遣等）の実施 等
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への要員の派遣 等
第5章 その他	他の原子力事業者への協力

以 上